

所管部課	市民生活部 環境対策課		部長	関田 孝志	
件名	東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則の一部を				
	改正する規則について	区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>東大和市清原市民センターにおける収納業務が令和8年3月31日をもって廃止となるため、当該規則の一部を改正するものである。</p> <p>(1) 改正点</p> <p>東大和市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則（平成5年規則第31号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第9号様式（裏）中「◎東大和市清原市民センター」を削る。</p> <p>(2) 施行日 令和8年4月1日</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務課において審査済み。 					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>					